

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

令和 7 年 7 月 1 日より、訪問看護ステーションなどでは「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を算定いたします。

1. 加算の目的

オンライン資格確認システムを用いて、利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより、質の高い医療の提供を目指します。

2. 加算を取得するための施設基準

(1) 「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用による請求を行っていること。

(2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

(3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、利用者様に十分な説明を行い、当該ステーションの見やすい場所に掲示していること。

(4) (3) の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

3. 加算内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回 50 円を算定いたします。

4. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイダンス」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

5. 資格情報の提供について

資格情報の提供は利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

6. 対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方が対象です。